ビジネスヨーロッパ、EU の補充的保護証明書の規則案に対する修正意見の書簡を公表

2024 年 11 月 14 日
JETRO ﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

欧州の産業団体であるビジネスヨーロッパは、2024 年 10 月 30 日、EU の補充的保護証明書（SPC）の規則案に対する修正意見の書簡をウェブページにて公表した。SPC 規則案は、2023 年 4 月に欧州委員会により提案された後（「欧州委員会、補充的保護証明書に関する規則案を発表（2023 年 5 月 4 日）」）、2024 年 2 月に欧州議会が立場を採択しており（「欧州議会、補充的保護証明書の規則案に対する立場を採択（2024 年 2 月 28 日）」）、現在 EU 理事会で審議が行われている。

なお、SPC 規則案は、欧州単一効特許（UP）に対応する単一 SPC の創設と各 EU 加盟国に対する個別の SPC 申請に代えて一括して EU レベルの SPC 申請（集中申請）を可能とするものであり、単一 SPC と集中申請はどちらも欧州連合知的財産庁（EUIPO）に対して申請されることが規定されている。

本書簡は、EU 競争力理事会の議長を務めているナジ・マールトン国家経済相（ハンガリー）に宛てられており、提案された SPC 規則案は、管理上の負担を大幅に軽減し、効率性等を向上させることが期待され、製薬業界等に対しても欧州単一特許制度を利用するインセンティブを与えるものであるため、欧州の産業界は概ね歓迎している旨が記載されている。

他方で、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が SPC の手続きを行う点につき、EUIPO ではなく、従来の欧州特許及び欧州単一効特許を付与している欧州特許庁（EPO）が SPC の手続きを担当すべきであり、それに伴う欧州特許条約の変更も特段必要ないと考えられる旨が述べられている。

さらに、SPC に関して経験を有していない一般裁判所（the General Court）ではなく、既に SPC を担当している[1]統一特許裁判所（UPC）が、EPO での SPC 手続きに対する不服審判を担当すべきであり、この点は SPC 規則において規定すれば UPC 協定と齟齬が生じない旨も述べられている。

規則案では、SPC の審査等は、EUIPO のメンバー1 名以外に、十分な専門知識と経験を有する各 EU 加盟国の知財庁の審査官 2 名によって行われるとされており、EUIPO が SPC の審査等を担当することに関して大きな懸念はないのではないかと考えられる。一方、不服審判に関しては、どのような経験を有するパネルにより審理されるのかは不明である。特許を担当していない EUIPO が SPC を担当することに関して、標準必須特許（SEP）規

[1] 特に、統一特許裁判所（UPC）協定第 3 条（b）を参照。

則案と同様に懸念の声が挙げられているが、EU 理事会でどのような審理がなされるのか注視していく必要がある。

－　ビジネスヨーロッパの書簡は、以下参照　－

Supplementary protection certificates (SPCs) - Letter from Markus J. Beyrer to Márton Nagy

－　SPC 規則案に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照　－

- 欧州議会、補充的保護証明書の規則案に対する立場を採択（2024 年 2 月 28 日）（PDF）
- 欧州委員会、補充的保護証明書に関する規則案を発表（2023 年 5 月 4 日）（PDF）

（以上）